

現 場 説 明 書

1 工 事 名 兼定島公舎屋根・外壁改修工事（A棟・B棟）

2 工事場所 永平寺町松岡兼定島 地係

3 工事の施工について

工事の施工に関しては、次の点に配慮すること。

- (1) 下請業者を選定する場合には、福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱によること。
- (2) 県内産の材料、製品等について、積極的に使用するよう努力し、資材の発注についても地元を活用するよう努めること。
- (3) 工事受注者の責任において、資材の運搬、工事車両の出入り、駐車場の設置について、関係者と十分調整し、法令順守の上、周辺道路の一般交通、安全等に支障の無いよう努めること。特に工事車両の通行路が通学路と重なるため、工事車両の出入りは通学時間帯を避けるなど、安全には十分に配慮すること。なお、工事車両進入路等を含む工事において利用する範囲については、適切に養生を行うとともに、工事終了後は現況復旧を行うこと。
- (4) 施設等の把握に努め、日々の工程調整を綿密に行うこと。また、仮設計画等において、入居者等の安全確保に十分配慮すること。
- (5) 騒音、振動、粉じんの発生を極力抑えること。
- (6) 必要に応じて工事エリア周辺の清掃を行うこと。
- (7) アスベスト含有建材の撤去にあたっては、法令遵守の上適切に処理を行うこと。
- (8) 建設副産物
 - 1) 建設副産物、建設廃棄物は、現場で種類別に分類集積すること。
 - 2) 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等）が発生するときは、再資源化施設へ搬出すること。
 - 3) 再生資源となるものについては、中間処理を経て再利用を図ること。
 - 4) 建設廃棄物については、関係法令に従い適切に処理すること。
- (9) 施工にあたっては「福井県建設リサイクルガイドライン」に留意すること。
- (10) 建設現場において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、手洗い・うがいなどの感染予防対応に加え、「密閉・密集・密接」の回避等の徹底をすること。

4 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

5 労災補償に必要な法定外の保険契約について

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。